


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市災害時要配慮者対策検討委員会要綱の一部を改正する 要綱について				
関係事項	条例規則				
	部課機関	福祉部福祉推進課、高齢介護課、障害福祉課、みのり福祉園、健康課 総務部防災安全課、子ども生活部市民生活課			
1. 要 旨					
<p>みのり福祉園の廃止による東大和市組織規則の改正に伴い、庁内検討組織である災害時要配慮者対策検討委員会要綱の一部を改正したい。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条中「みのり福祉園長」を削る。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長決裁日</li> </ul> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>平成22年10月29日 東大和市災害時要援護者対策検討委員会要綱制定</p> <p>平成26年 4月 1日 改正災害対策基本法施行</p> <p>平成26年 7月 東京都地域防災計画(平成26年修正)策定</p> <p>平成26年11月28日 東大和市災害時要配慮者対策検討委員会要綱改正</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、速やかに起案処理することとしたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。